

事例番号:340108

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第三部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 30 週 2 日

時刻不明 下腹部痛にて搬送元分娩機関受診

9:07- 胎児心拍数陣痛図で変動一過性徐脈を認める

12:35 切迫早産、骨盤位のため当該分娩機関へ母体搬送され入院

血液検査で白血球 17700/ μ L、CRP 0.53mg/dL

4) 分娩経過

妊娠 30 週 2 日

12:52 体温 37.9°C

14:26 切迫早産、足位、分娩不可避のため帝王切開にて児娩出、骨盤位
胎児付属物所見 胎盤病理組織学検査で絨毛膜羊膜炎Ⅲ度(Blanc 分類)、臍
帯炎Ⅲ度

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:30 週 2 日

(2) 出生時体重:1500g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.17、BE -7.0mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 4 点、生後 5 分 7 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 早産児、低出生体重児

(7) 頭部画像所見:

生後 52 日 頭部 MRI で脳室周囲白質軟化症 (PVL) の所見

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分: 病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 2 名

看護スタッフ: 助産師 1 名、看護師 1 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分: 病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 2 名、小児科医 2 名、麻酔科医 1 名

看護スタッフ: 助産師 2 名、看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、出生までのどこかで生じた胎児の脳の虚血（血流量の減少）により脳室周囲白質軟化症 (PVL) を発症したことであると考える。
- (2) 胎児の脳の虚血（血流量の減少）の原因を解明することは困難であるが、分娩周辺期に生じた子宮内感染が関与した可能性がある。また、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性を否定できない。
- (3) 早産期の児の脳血管の特徴および大脳白質の脆弱性が PVL 発症の背景因子であると考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 搬送元分娩機関において、妊娠 30 週 2 日切迫早産の診断で高次医療機関

- (当該分娩機関)へ母体搬送したことは一般的である。
- (2) 当該分娩機関において、搬入後に切迫早産、骨盤位、前期破水の診断で緊急帝王切開を決定したことは一般的である。
 - (3) 帝王切開の子宮下部横切開で児娩出に難渋し、逆 T 字切開を加えて娩出したことは選択肢のひとつである。
 - (4) 帝王切開決定から 1 時間 15 分後に児を娩出したことは一般的である。
 - (5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
 - (6) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

胎児心拍数陣痛図の記録速度は 3cm/分に設定することが望まれる。

【解説】本事例は妊娠 29 週 5 日と妊娠 30 週 1 日の外来における胎児心拍数陣痛図の記録速度が 1cm/分であった。「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2020」では、基線細変動の評価や一過性徐脈の鑑別のために、胎児心拍数陣痛図の記録速度を 3cm/分とすることが推奨されている。

(2) 当該分娩機関

事例検討が行われているが、帝王切開時の児損傷を起こさないような手術手技について検討することが望まれる。

【解説】帝王切開時に新生児の損傷は稀な併発症であるが、十分な注意を行っていたとしても不可避な場合もある。しかし、本事例では指の切断という稀であるが極めて重度な事象が起こっている。事例での手術手技について十分な検討を行うことで再発防止につなげることが望まれる。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

早産児のPVL発症の病態生理、予防に関して更なる研究の推進が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。